業　務　経　理	収支の状況 ⑴　収　　入　7,979,750千円 ア　組　合　分　担　金　4,442,712千円 組合員一人当たり1,500円×組合員数2,961,808人 イ　厚生年金保険給付調整経理より繰入　2,767,925千円 ウ　退職等年金給付調整経理より繰入　493,490千円 エ　経過的長期給付調整経理より繰入　275,594千円 オ　そ　の　他　29千円 ⑵　支　　出　8,325,309千円 ア　役員報酬及び職員給与　958,929千円 イ　旅費及び事務費　29,397千円 ウ　委　　託　　費　6,513,218千円 エ　そ　の　他　823,765千円 ⑶　収支損益 収入総額から支出総額を差し引いた当期損失金は345,559千円となり、翌年度へ繰り越される剰余金は1,799,192千円となる。

土地家屋調査士名簿登録等の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者及び登録の取消しをした者を次のとおり公告する。

令和８年８月12日

日本土地家屋調査士会連合会

〈登録〉登録日・登録番号・氏名

令和８年７月１日付

東京8491　岡　　大輔　東京8492　鈴木　秀男
東京8493　徳谷　侑亮　大阪3541　池田　真照
大阪3542　小田　隆太　兵庫2621　松元　卓也
岐阜1344　小泉　寛斗　福井 469　齋藤　圭介
岡山1446　川端　将広　熊本1269　髙本　洋一
沖縄 550　島袋　貴明　福島1547　河野　史隆
福島1548　大津　興一

令和８年７月10日付

東京8494　髙橋　由衣　埼玉2870　新井　大輔
埼玉2871　八木　春樹　新潟2261　渡部　達也
福井 470　大槻　友弘　大分 878　首藤　真央
鹿児島1142池田　洋平

令和８年７月21日付

東京8496　杉﨑　翔　大阪3544　深山　航介

〈登録の取消し〉登録取消し日・登録番号・氏名

令和４年２月22日付　東京1353　植木　正夫
令和７年９月６日付　千葉1771　最首　猛
令和８年２月８日付　千葉2289　福田　健
令和８年４月16日付　神奈川1410小山成次郎
令和８年５月２日付　島根 483　吉田　順道
令和８年５月10日付　東京6186　古山　峰生
令和８年５月20日付　東京6405　逸見　一夫
令和８年５月26日付　東京7697　小林　義昌
令和８年５月28日付　大阪2357　太村　孝江
令和８年６月２日付　岐阜 898　山下　健
令和８年６月６日付　山形 873　高橋　孚
令和８年６月19日付　宮城 659　佐竹　幸三
令和８年６月23日付　富山 274　石丸　昭榮

令和８年７月１日付

東京3321　堀口修一郎　東京5506　石瀬　正敬
東京6459　植松　正良　埼玉1560　新井　敏夫
茨城1136　打越　正恭　群馬 669　石原　光男
大阪3048　岩本　利之　広島1267　瀬戸　一清
福岡1782　萩本興太郎　福岡1857　竹内　稔
福岡2350　平山　英一　鹿児島944 吉永　勉
福島1254　斉藤　浩一　旭川 277　沢目　明範

令和８年７月10日付

東京6742　黒岡　宏祐　神奈川2876西山　啓示
埼玉1769　平沼　昌彦　埼玉2404　岩田　幸子
千葉1128　新行内國雄　京都 920　藤尾　学
愛知1962　土屋　幸三　三重 760　鈴木　勝吉
岐阜 589　廣瀬　泰三　富山 540　武島　正
福岡1374　仲上　和義　福岡1376　工藤　隆次
福岡1515　岡　　英次　佐賀 457吉牟田清二郎
岩手 919　新妻　守男　札幌1128　飯田　雄司
徳島 392　谷　　一秋

令和８年７月15日付

栃木 702　東野　勝一

令和８年７月21日付

神奈川3254牧島　健　神奈川3269須川　達裕
山口 826　川井久二夫　岡山1422　森田　朋憲

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　辻口　信良
　登録番号　18526
　事 務 所　大阪府大阪市北区西天満４－８－２　北ビル本館４階
　太陽法律事務所
３　処分の内容　業務停止１月
４　処分が効力を生じた年月日
　令和８年７月27日

令和８年７月27日　日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　大西　修嗣
　登録番号　53187
　事 務 所　大阪府大阪市北区東天満１－３－８　ＵＬＴＩＭ東天満７階
　クラウド法律事務所
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
　令和８年７月27日

令和８年７月28日　日本弁護士連合会

公示送達

柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項後段の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該通知に係る書類の送付にかえて当該通知の内容を下記のとおり公告します。

令和８年８月12日

柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業
施行者　柏市
代表者　柏市長　太田　和美

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　東京市赤坂区青山南町六丁目（登記住所）
　氏名　市岡　正一
２　通知の内容
　平成30年４月25日付け柏都北第６号で指定した仮換地について、使用又は収益を開始することができる日を次のとおり定めましたので、土地区画整理法第99条第２項の規定により通知します。
　⑴　対象となる仮換地
　　街区番号８　符号１　地積21.46㎡
　　（位置を示す添付図面は省略します。）
　⑵　仮換地について使用又は収益を開始することができる日
　　令和８年９月１日
　なお、省略した添付図面を含むこの通知に係る書類は、千葉県柏市根戸1854番８にある柏市都市部北柏駅周辺整備課の事務所の掲示版において掲示します。

（教示）

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
２　また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、柏市を被告として（代表者は柏市長）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。